

品川区自転車ヘルメット購入助成実施要綱

制定 令和5年6月1日 区長決定
要綱第141号

改正 令和5年11月14日 区長決定
要綱第183号

(目的)

第1条 この要綱は、自転車損害賠償保険等に参加し、自転車用ヘルメットを購入した区民を対象として、品川区共通商品券（以下「商品券」という。）を支給することにより、区民の自転車損害賠償保険等の加入促進および自転車利用者のヘルメット着用の普及を図り、もって交通事故防止および事故被害軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた法律上の損害賠償費用を補填するための保険などをいう。
- (2) 自転車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のもので、SGマーク（一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの）付または同等の基準を満たし、購入価格2,000円以上のものをいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による商品券の交付対象者は、第5条の規定による申請の時点において、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 自転車損害賠償保険等に参加していること（東京都道路交通規則（昭和46年公安委員会規則第9号）第10条に規定する幼児用座席に乗車する者を除く。）。
- (3) 当該年度内に、自身または生計を一にする者が使用するための自転車用ヘルメットを購入したこと。
- (4) 当該年度この要綱による商品券の交付を受けていないこと。
- (5) その他区長が認める者

(交付額)

第4条 交付する商品券の額は、購入する自転車用ヘルメット1個につき、2,000円相当分とする。ただし、自転車用ヘルメットの購入個数は交付対象者1人につき、1個を上限とする。

(申請)

第5条 商品券の交付を受けようとする者は、区長に対し、次に掲げるいずれかの方法により申請を行わなければならない。

- (1) ポータルサイトを用いたオンライン方式
- (2) 郵送
- (3) 窓口持参
- (4) その他区長が認める方法

2 前項の申請を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 品川区自転車ヘルメット購入助成申請書（第1号様式）
- (2) 自転車損害賠償保険等の加入を証する書類の写し
- (3) 自転車用ヘルメットの購入を証する書類の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定し、品川区自転車ヘルメット購入助成交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 区長が、前項の規定に基づき、交付決定を行ったとき、商品券を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けたとき。
- (2) その他交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(商品券の返還)

第8条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に商品券を交付しているときは、期限を定めて当該商品券の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、区長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から適用する。

品川区自転車ヘルメット購入助成申請書

品川区長あて

品川区自転車ヘルメット購入助成（区内共通商品券交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請額

_____円（額面2,000円×__人）

2. 助成を受けようとする者（申請者と同一世帯の方のみ）

氏名 (ヘルメット使用者)	続柄	購入年月日 (年 月 日以降)	購入店舗	購入価格 (税込み)

3. 添付書類

- ・自転車用ヘルメットの購入を証する書類の写し（領収書、レシート等）
- ・自転車損害賠償保険等への加入を証する書類の写し

4. その他

- ・自転車を運転する者は、すべて自転車損害賠償保険等に加入しています。
- ・上記購入ヘルメットはすべて新品であり、安全基準の認証を受けているものです。
- ・商品券交付後、本助成要件を満たしていないことが判明し、助成決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに商品券を返還します。
- ・本助成事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

私は、この申請書に記載された内容について偽りのないものであることを宣誓します。

年 月 日

住所 品川区

申請者（未成年者の場合は保護者）

氏名

電話

-
- (1) 申請期限は 年 月 日までです。（郵送の場合は当日消印有効）
 - (2) 領収書等の写しは、購入日、販売店、購入者、購入物品、金額が確認できるものを添付してください。
 - (3) 自転車損害賠償保険等は、助成を受けようとする方全員の加入を確認でき、かつ補償内容および有効期限が確認できるよう書類を添付してください。
 - (4) 商品券は、交付を決定した場合、申請を受けた日から2か月程度で郵送いたします。

第2号様式

年 月 日

様

品川区長

品川区自転車ヘルメット購入助成交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった品川区自転車ヘルメット購入助成（区内共通商品券交付）について、下記のとおり交付（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 ヘルメット使用者
- 2 交付決定額（区内共通商品券価額）
- 3 理由（却下の場合）

以上